

法における人間の成熟期

本稿では「熟す」というテーマに則して、法における人間の発達段階ということを考えてみよう。常識的にいえば成人年齢は20歳だが、実のところ区切りはこの一回だけではないし、また時代と社会の変化に応じて諸々の区切りを見直すことも必要である。

1) 古代ローマ

ヨーロッパ法の（したがってそれを継受した現代日本法の）起源である古代ローマ法では、もともと14歳が成熟年齢だった。初期のローマは農耕牧畜を基盤とする閉鎖的な都市国家だったから、法的関係も単純で、成熟年齢が平均的な生殖可能年齢と一致することに合理性があったし、特段の不都合もなかった。

しかし、ローマがやがてイタリア全土を支配し地中海帝国へと発展していくと、この成熟年齢が社会問題となる。旺盛な軍事行動がもたらした領域的発展は、農耕社会から商業社会への転換を促し、時空を超えて現代にまで伝えられる精緻なローマ法学を生み出した。別の観点からみれば、それだけ法的関係が複雑化したということである。そうすると、14歳で成人では、どう考えても未熟すぎる。

そこでローマ人は、14歳を成熟年齢として残したまま、新たに、完全な権利能力を享受できる成人年齢を25歳と定めた。婚姻を締結するには14歳で足りるが、財産法的な契約を締結するには25歳に達していなければならない。もちろん、25歳に達しなくとも有効に契約を締結することは可能だが、相手方にしてみれば契約が取り消される危険があるから、父権者の承諾がない限り未成年者との契約を回避しただろう。その意味で、新たな成人年齢の設定は、未成年者保護であると同時に、未成年者の取引相手保護でもあった。

ローマでは、成熟年齢ないし成人年齢に達しても、自動的に家父権を離脱して自権者になった訳ではない。ローマの家父権は極めて強力で、そう簡単に消滅しなかった。有名な例として、ある護民官が平民会で演説していた際、その内容を不満に思った彼の父親が、事もあろうに当の護民官を連れて帰ってしまった、という話さえある。もちろん珍しい出来事だから現代まで伝えられたとも言えるが、この出来事に対して当のローマ人たちは特段、何も思わなかったらしい。それ位は家父なら当然と受け止めたのだろう。

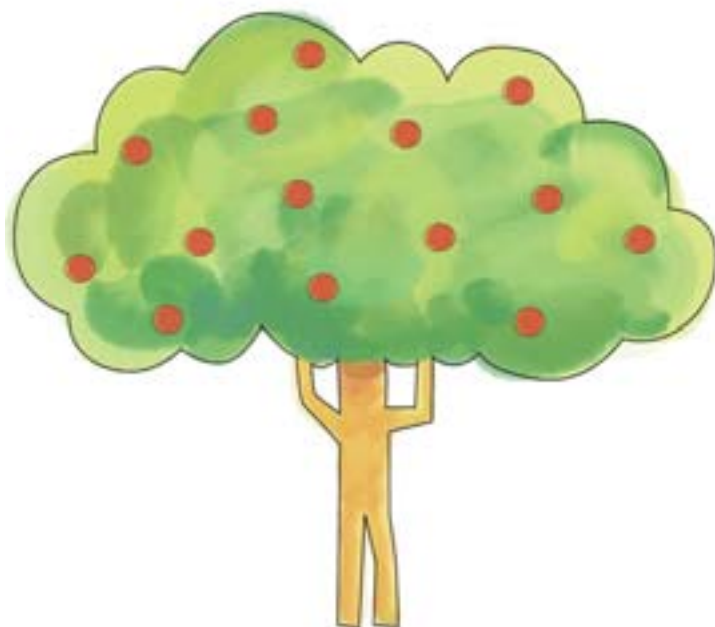
結婚しようと子供が生まれようと、自分の父親が生きている限りローマ人は家父権から逃れられない。長寿の祖父が存命ならば、自身は

おろか妻も子供も、父親（子供からみれば祖父）ではなく、皆この祖父（子供からみれば曾祖父）の「家父権」に服する。単純明快ではある。しかし、誰もが顔見知りの閉鎖的な空間なら「〇〇の父親はまだ存命だ」とか「××の祖父はもう亡くなった」といった情報が共同体の成員に共有されていただろうが、ローマが発展を続けるなかで、そうも言っていられなくなる。

そこで「三回売却された息子は家父権から自由になる」という十二表法の規定を活用して、息子を家父権から離脱させる方法が編み出された。この規定はもともと、家子に対する生殺与奪の権すら含む強力な家父権が濫用されないように設けられた（異説もある）。そんな古めかしい規定が、信頼のおける友人との間で仮装売買を繰り返すことで息子を独立させる手続として甦った。さらに娘の場合は「三回と書いてないから一回で自由になる」という（御都合主義とも柔軟とも取れる）解釈がなされた。このような発想の転換によって、古法に新たな生命を吹き込み、時代の要請に応えたローマ人は、実に法的センスにあふれた民族だったと言えるだろう。

2) 古ゲルマン

ローマ法とは異なって、ゲルマン法の本来の姿を直接に伝える史料は存在しない。タキトゥス『ゲルマニア』やカエサル『ガリア戦記』など同時代のローマ人の著作物や、西ローマ滅亡後のゲルマン諸王国で作られた部族法典、『ザクセンシュペーゲル』など伝統的な慣習法を採録した法書のような、間接的な史料から推測するしかない。どの





史料を取っても、ローマ法やキリスト教の影響が明らかで「民族固有の」ゲルマン法を見出すことは難しい。が、ここではあまり細かい点にこだわらずに話を進めよう。

古ゲルマン社会では、武装と市民権が密接に結びついていた。武器を担えるまでに成長すると、ゲルマンの若者は部族の年長者によって武装を与えられ、成人となる。つまり、成人の基準は戦闘能力の有無だから、一定の年齢で自動的に成人する仕組みではなかった。民会に参加するには武装する必要があったし、民会での議決に際しても「賛成ならば武器を打ち鳴らす」とされた。負け戦で退却する際も武器を失うことは極めて不名誉とされ、それを恥じて自決する者すらあった。また、夜陰に乗じた窃盗は、戦闘による撃退が困難ないし不可能なため、白昼（正々堂々！）の強盗より、ずっと重大な犯罪と考えられた。これらはみな、武装市民たるゲルマン人の名誉意識の反映と言えるだろう。

武装市民という観念は、実のところ、大昔の野蛮なゲルマン人の話と言って済む問題ではない。例えば、スイス憲法が女性に参政権を認めたのは1971年だが、北東部のアペンツェル・インナーローデン州が女性に参政権を認め、スイス全土で女性の参政権が確立したのは何と1990年（！）である。その背景には、国民皆兵というスイスの国是がある。共同体の防衛に従事する者だけが、共同体の方針決定に参加できる。参政権を含む完全な市民権を享受するのは、兵役の義務を満了した者に限られる。これはスイスだけの話ではない。ここでは、アメリカ合衆国の黒人差別が、世界大戦やヴェトナム戦争への従軍を契機として、徐々に緩和・撤廃されたことを想起しておこう。

西洋市民社会における「市民権」の根底には、「武装市民」の観念が横たわっている。国際社会において日本の占めるべき位置を考える際は、このことを（是非は別として）所与の前提として受け止めておくべきだろう。

3) 現代日本

現代日本法では、人間の発達段階はどのように把握されているだろうか。

権利能力は、出生とともに始まる（民法）。0歳児に権利があっても仕方ない気もするが、例えば相続人として遺産を受け取る能力などは必要だろう。6歳の4月1日には学齢期が始まる（学校教育法）。年齢による基準は発達段階を考慮したものだが、誕生日の違う子供

たちの学齢期が一斉に開始すべき正当な理由は説明しがたい。もっとも、年齢で輪切りにした時点で個体差を度外視しているから、程度問題とも言える。

10歳頃になると、意思能力が認められる（民法）。明確な年齢規定はないが、この年齢なら自分の意思と呼べるものがあるはず、という常識的な共通理解に基づく。これに対して、民事の不法行為に関する責任能力が生じるのは、12歳頃である（民法）。意思と責任が対をなす近代法原則からすると奇妙だが、常識はしばしば原則に優先する。不法行為責任も生じないから、被害者は親などが監督義務を果たしていない場合にだけ損害賠償を求めうる。なお12歳は少年院送致が可能になる年齢でもある（少年法）。

14歳になると、刑事責任能力が発生し（刑法）、成人と同様に警察・検察による捜査を受ける（少年法）。14歳なら是非を判断できて当然だろう。だが、この時期は同学年で行動する傾向が強く、集団で加害行為の主体となった場合、加害者に刑事責任能力のある者と無い者が混在し、アンバランスな処遇を余儀なくされる場合がある。日常感覚では納得しにくい、難しい問題である。学齢期は15歳の3月31日で終了する（学校教育法）。

女子は16歳、男子は18歳で、婚姻適齢に達する（民法）。未成年者の婚姻には親権者の同意が必要だが、同意のない婚姻届が誤って受理されても、取消はできない。財産法と家族法の相違が顕著に示される場面である。本人を誰より知るはずの親が一人前と認めて同意を与えた以上、民事法的には、何歳であれ婚姻を締結した時点から成年者である。

18歳になると児童福祉法の保護も外れ、高校を卒業して就職するにせよ大学に進学するにせよ、社会生活上、大人とみなされる場面が増える。死刑の適用も可能になる（少年法）。現在、成人年齢は20歳（民法・少年法など）だが、国民投票法では18歳で投票権が付与され、一般的な成人年齢引き下げも検討されている。現実にはしばしば未成熟な行動がみられる年齢だから、何もかも一律18歳に揃えることが本当に良いのか、現状認識と歴史的経験を踏まえた大人の熟慮が必要だろう。

立法府に加わって法改正に従事するには、なお人間的・社会的な成熟を要するから、25歳（衆議院）ないし30歳（参議院）になって被選挙権を得ねばならない（公職選挙法）。言い換えると、現代日本法が、法的能力を何ら制限する必要がない程に成熟した発展段階に達すると考えているのは、30歳ということになる。